

2025年8月1日

新設分割にかかる事後備置書類

(会社法第811条第1項及び会社法施行規則第209条に基づく書面)

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル7F
Link-Uグループ株式会社
代表取締役グループCEO 松原 裕樹

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル9F
株式会社Link-U Products
代表取締役 盛貴 武志

Link-Uグループ株式会社（以下「分割会社」といいます）は、2025年6月20日付新設分割計画書に基づき、2025年8月1日をもって、株式会社Link-U Products（以下「新設会社」といいます）を新たに設立し、分割会社の新規事業開発本部が所管する事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます）を行いました。

本件分割に関する会社法第811条第1項及び会社法施行規則第209条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2025年8月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求をすることができる株主はおりません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第806条）

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施していません。

(2) 新株予約権買取請求手続（会社法第808条）

本件分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 債権者異議手続（会社法第810条）

会社法第810条第2項および第3項の規定に従い、2025年6月26日付の官報において公告するとともに同日から電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、不法行為によって生じた債務の債権者はおりませんので当該債権者に対する各別の催告は行っていません。

4. 本件分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、2025年8月1日をもって、新設分割計画書に記載された、分割会社の新規事業開発本部が所管する事業に付随する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。

5. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当事項はありません。

以上